原発住民投票 大都市で問うワケ

原発の行方はいったい誰が決めるのか？　福島の大事故以来、国政の停滞を見るにつけ多くの市民が感じているだろう。「原発ノー」の思いはあっても、国政選挙を待たなくては意思形成に関わる機会はないのか。そんな中、住民投票条例を制定し、東京や大阪、静岡の市民自ら原発の賛否を問おうという動きが始まった。立地市町村以外の電力消費地では初の試みだ。その意義とは―。（小国智宏、佐藤圭）

東京・大阪・静岡／署名集め10日で可能

市民団体事務局長・今井氏に聞く

電力大消費地にも責任

いまい・はじめ　1954年、大阪生まれ。ジャーナリスト。国内外の各地で実施された住民投票、国民投票を取材し、国民主権や市民自治の意義を訴えている。著書は「住民投票」（岩波新書）「『原発』国民投票」（集英社新書）。

「十日間程度で集められると思いますよ」

十二月から始める住民投票実施に向けた署名集めについて、今井一さん（58）は自信を示す。母体の市民グループ「みんなで決めよう『原発』国民投票一の事務局長だ。

住民が首長に直接、条例制定や改廃を請求するためには、有権者数の五十分の一以上の署名が必要となる。東京都で約一十一万四千二百人、大阪市で約四万二千六百人、静岡県で約六万人だ。

期間は都道府県の東京と静岡は二カ月以内、市町村の大阪では一カ月以内と定められているが、それより短い期間で一気に集めようというのだ。

大阪市長選が十一月下旬に予定されており、地方自治法の規定では任期十一日前の六十日間は署名集めができない。このため、十二月一日から一斉にスタートし、年末までに条例案を提出することを目指している。

まず、請求代表者を東京で二十人程度、大阪では、俳優の山本太郎さんやカタログハウス相談役の斎藤駿さんらが就く予定。著名人だけでなく、学生や主婦らにも就いてもらい、街頭などでの署名活動を展開する。

さらに、請求代表者から委任を受けて署名集めを代行する受任者も多数募集する。受任者は住所地の区と市町村でしか署名を集めることができないが、受任者本人だけでも数万人が集まるとみている。生活協同組合などにも広範な協力を呼び掛ける方針だ。

今井さんらの市民グループは、「原発をどうするのか」について、国民投票で決めようという運動を進めている。「原発の問題は、憲法九条の改正に匹敵する重要なテーマで国民投票にふさわしい」と続ける。「私たちは、脱原発や原発推進を呼び掛けているわけではない。国民にとって極めて重要な案件は、行政や議会が勝手に決めるのではなく、国民一人一人が自分たちの責任で決めるべきだ。結果の責任も国民が負うことになる」

さらに、請求代表者から委任を受けて署名集めを代行する受任者も多数募集する。受任者は住所地の区と市町村でしか署名を集めることができないが、受任者本人だけでも数万人が集まるとみている。生活協同組合などにも広範な協力を呼び掛ける方針だ。

今井さんらの市民グループは、「原発をどうするのか」について、国民投票で決めようという運動を進めている。「原発の問題は、憲法九条の改正に匹敵する重要なテーマで国民投票にふさわしい」と続ける。「私たちは、脱原発や原発推進を呼び掛けているわけではない。国民にとって極めて重要な案件は、行政や議会が勝手に決めるのではなく、国民一人一人が自分たちの問題として捉えるべきだから」

しかも、東京都は東京電力の発行済み株式の約2・7％（五位）、大阪市は関西電力の約8・9％（一位）を保有する大株主だ。今井さんは言う。「私たちは主権者、消費者として、原発の設置、稼働に関与する責任と権利がある」

今井さんは「本来は一定数の署名を集めれば、必ず住民投票を実施するようにすべきだ。今は欠陥のある直接請求制度でやらざるを得ない」。請求できても東京、大阪、静岡では条例制定が議会で否決される可能性がある。住民投票は議会の決定権を奪うものという拒否反応もあるからだ。

「じゃあ、議会で決めることができるのか、では石原知事？　野田佳彦首相に丸投げするのか。その説明を都議はしなければならない」と今井さんは都民に呼び掛けた。

「原発の問題は都会に住む自分たちの問題なんだということを理解する機会になる。誰が主権者で誰が責任者なのかを、ともに明らかにしたい」

国民一人一人が決める

議会が壁 条例案ほとんど否決

住民投票条例案では、例えば東電管内の原発について、①運転、稼働を認める②運転、稼働を認めない―の二者択一で賛否を問う、つもりだ。

ただ、最大の関門は議会だ。署名簿が選挙管理委員会の審査をパスし、条例制定が本請求されれば、首長は二十日以内に議会を招集。条例案は提出されるが、ここで否決されてしまえば、住民投票は日の目を見ない。

総務省によれば、〇七～〇八年度に条例の制定・改廃を求める直接請求は全国で四十六件あったが、議会で可決されたのは七件だった。これまで大阪市で三件、都で六件が議会に提出されたが、いずれも否決された。

今の大阪市議会は、原発に批判的な橋下徹大阪府知事率いる大阪維新の会の大阪市議団が最大会派だが、過半数には及ばない。都議会は、住民投票に後ろ向きと見られる石原慎太郎知事与党の自民、公明両党と、民主党など知事野党の勢力が拮抗している。

原発立地市町村では、全国で何度も住民投票の動きがあったが、ほとんどが頓挫した。

投票が実現したのは、東北電力の原発計画の賛否を問うた一九九六年八月の新潟県巻町（現新潟市）、東京電力柏崎刈羽原発のプルサーマル計画導入をめぐる〇一年五月の同県刈羽村、中部電力の原発誘致を目指す賛成派が仕掛けた同年十一月の三重県海山町（現紀北町）の三件にすぎない。

いずれも原発反対派が勝利を収めたが、刈羽村と巻町では、原発推進派の執拗な条例阻止運動と戦わなければならなかった。

刈羽村では、直接請求による住民投票条例案が、直接請求による住民投票条例案が成立に必要な三分の二の賛成を得られず廃案に。すると住民グループが再度直接請求した。この条例案は可決され、村長も住民投票をやらざるを得なくなった。

巻町では、議員提案の住民投票条例案が可決されると、原発推進派が投票先送りの条例改正で対抗した。原発反対派が、ところが原発推進派の村長が再議に付したため、成立に必要な三分の二の賛成を得られず廃案に。すると住民グループが再度直接請求した。この条例案は可決され、村長も住民投票をやらざるを得なくなった。

巻町では、議員提案の住民投票条例案が可決されると、原発推進派が投票先送りの条例改正で対抗した。原発反対派が、ところが原発推進派の村長が再議に付したため、成立に必要な三分の二の賛成を得られず廃案に。

同じ直接請求制度でも、首長や議員の解職、議会の解散では、議会が拒否権を発動することはできない。これらに必要な署名は有権者の三分の一とハードルは高い。

とはいえ、条例制定・改廃の直接請求でも、有権者の半数の署名が集まっているにもかかわらず、議会に拒否されるケースもある。一定の署名を集めれば、議会抜きに、住民投票ができる条例を独自に制定する自治体も増えている。

さようなら原発5万人集会」で、脱原発を訴えデモ行進する人たち＝先月19日、東京都新宿区で

立地自治体でも実現わずか

2001年、新潟県刈羽村で「住民投票勝利」の垂れ幕を下げ喜ぶ「刈羽村を守る会」のメンバー

デスクメモ

東電の大消費地は首都圏だ。なのに東京だけ意思表示の話と人ごとになるなかれ。署名はできなくても、街頭署名の手伝いや東京の知人への働き掛けはいくらでもOKだ。原発維持・推進の巻き返しは激しい。もちろん推進派都民の意思を明確に示すチャンスでもある。ともに住民投票を実現させよう。（呂）